# 法学分野における授業での情報活用能力育成の取り組みについて

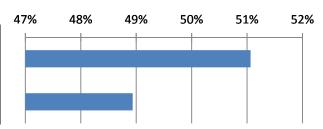
 1. 回答率
 14%

 依賴教員数
 657 (名)

 回答教員数
 94

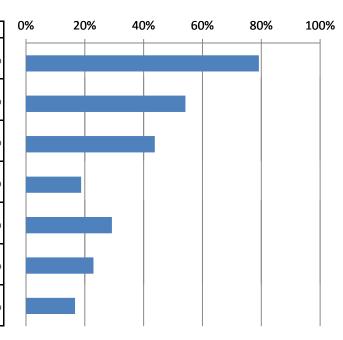
## 2. 情報教育育成への取組みの割合

項 目	人数	割合	
実施している教員	48	51%	
実施していない教員	46	49%	



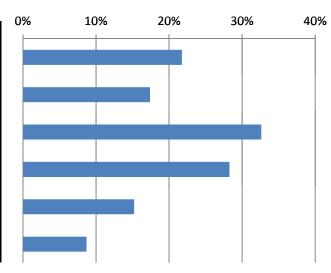
## 3. 情報活用能力育成への取り組み状況

3. 情報活用能力育成への取り組み状	i)L	
項 目	人数	割合
ICTを活用して、法に関する知識情報の所在を知り、アクセスして収集することができる	38	79%
ICTを活用して、収集した知識情報の特性と信頼性を吟味し、整理・分析することができる	26	54%
整理・分析された法的知識をまとめ、情報処理技術を活用し、情報倫理に配慮して、表現することができる	21	44%
ソフトウェアを用いて、事例問題を分析し、事実 の概要を整理してわかりやすく示すことができる	9	19%
事例問題解決に適用可能な法ルールを I C T を用いて検索・発見することができる	14	29%
I C T を用いて、法ルールを事実に適用し、法の解釈を行い、妥当な法的解決を見出し、その結果を結論と理由として表現できる	11	23%
広い視野から紛争の予防および生活や社会の発展 のための批判やプランニングにICTを活用する ことができる	8	17%



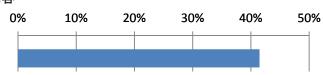
# 4. 情報活用能力育成を実施していない理由

4. 旧報活用能力目成を美胞していない理由			
項 目	人数	割合	
初年次・キャリア教育で実施	10	22%	
授業を進める上で情報活用能力を意識する 必要がない	8	17%	
授業で教える時間がない	15	33%	
学習の支援体制が不足	13	28%	
情報活用能力を指導する力が不足	7	15%	
その他 (コンピュータ教室がない、学生の 能力、	4	9%	



## 5. 今後取り組まなければならないと考えている教育内容

	人数	割合
ICTを活用して、法に関する知識情報の所在を知り、アクセスして収集することができる	39	41%



ICTを活用して、収集した知識情報の特性と信頼性を吟味し、整理・分析することができる	42	45%	
整理・分析された法的知識をまとめ、情報処理技 術を活用し、情報倫理に配慮して、表現すること ができる	37	39%	
ソフトウェアを用いて、事例問題を分析し、事実 の概要を整理してわかりやすく示すことができる	17	18%	
事例問題解決に適用可能な法ルールをICTを用いて検索・発見することができる	26	28%	
ICTを用いて、法ルールを事実に適用し、法の解釈を行い、妥当な法的解決を見出し、その結果を結論と理由として表現できる	20	21%	
広い視野から紛争の予防および生活や社会の発展 のための批判やプランニングにICTを活用する ことができる	22	23%	
その他(法学知識の修得が先決)	2	2%	

#### 6. 教育内容の例(教員個人の対応状況)

方法:Yahoo!やGooの掲示板によせられた法律関係の相談事例を見て、回答を求める課題を課している。

効果:法の具体的適用のしかた(事実の中から法律的な論点の所在を見つけ出す)を理解させるために実施したが、架空の設例よりも、より実践的な知識が必要になることに加え、学生の関心をひきやすい。

方法:授業や課題により、法令、判例情報DBの利用を図っている。

効果:近時必須となった、ネットを利用した判例・法令情報の収集の方法を取得させることができた。

ゼミでオンラインデータベースを利用しての文献収集、エクセルによる統計資料の作成・分析、ワードを利用しての文書作成、パ ワーポイントによる報告等を行い、卒業時にゼミ論文を製本して手渡している。ゼミでは、課題発見能力、情報収集能力、分析 力、表現力の修得を学生に意識させながら指導している。教材はとくに使用していない。

担当する法律科目を受講する学生の中には、法律についての一般的な常識すら身についていない学生がいる。そのため、私自身が講義で説明すると同時に、国会や行政、裁判所等のサイトから法律に関する情報を取得する方法を、初回の講義で説明している。理系の学生ということもあり、教科書指定するよりも、ネット等での情報取得の方が、彼らにとっても法律情報に接近しやすいようである。また、憲法のように大人数での講義ではない、少人数の講義やゼミでは、初回に端末室で実際に検索させている。

通常の講義では、情報教育はしていない。演習(いわゆるゼミナール)で、判例を素材とした学習をする場合、資料室に行き、担当判例の所在、判例評釈、関連文献を調べることまでは指導している。DBとして、今年度まで、LexDBを使用してきた。以上はしかし、ICTを積極的に用いる内容になっていない。判例、資料、学説を読み、まとめ、報告する、というスタイルにとどまっているからである。よりICTを活用するには、具体的にどのような方法があるのか、知りたく思う。

憲法の講義では、判例や紛争の原因となっている各種法令の参照を求めています。これらの情報は、もちろん、講義の際にこちらから示すことになっていますが、学習用判例集や携帯用六法に掲載されていないもので、かつ、配布するには大部であるものについては、判例DB(LEX/DBや裁判所HP)で参照するように求めたり、あるいは、スマートホンやタブレットPCの所持者には、And六法などを用いて条文参照するように求めています。

また、ゼミなどでは、立法事実の調査のために、積極的にPCを活用するよう求めています。

法学部初年次生である演習受講者を対象に,先ず講義形式でWeb上の各種データベースを活用したリーガル・リサーチの基本的知識を教え,その後,一人一台のネット接続PCを使用して,リーガル・リサーチの実践演習課題を授業時間内に解答させて,基礎的ノウハウの習得状況や基礎的リーガル・リサーチを行う能力を評価している.

この演習項目は、事後に受講生から有益であった旨の評価を得ており、前掲演習の受講者は、上級年次における卒業研究において、本格的なリーガル・リサーチの実践に有効に活用している.

裁判例をパーポイントで事実の概要、判旨、争点を整理し、後は学生とディスカッション。その程度の利用。

ぜミなどの発表の場で、パワーポイントを使用して判例をわかりやすく解説させる。

法律の資格取得の国家試験の問題を題材としている。Moodle(学習支援システム)のレッスンを通じて、効果を得られるようにしている。

授業教材判例になります。特に正反対の結論を出している判例を2つ提示して、検討するという材料にします。資料としては、 データ―ベース。またPDFえ貼り付けたものを、大学内の授業進行表に貼り付けるて行う。

最近の最高裁判決あるいは高裁判決を材料に、学説・判例・評釈など関連文献を調査し、検討した結果を報告させている。最高裁や弁護士会、各省庁、衆参両議院のページに参考になるものが多い。

法令や判例のデータベースについての情報を提供し、その利用を積極的に推奨する。報告するグループには、報告予定日の 1週間前に当日配布予定のレジュメをメールで送信させ、それにコメントをつけてメールで返信することで、報告の準備を2回行う ことができる。パワーポイントを使用してプレゼンを行うグループには、1枚のスライドに掲載すべき情報量、見やすさを意識した作 成をすること、全体の長さ、などのコメントをつける。

ゼミナールにおいて、企業のガバナンス、コンプライアンス、CSRへの取り組みを企業のホームページを丹念に読み解くことで分析し、不明な点は、メールまたは直接に聞き取ることを行っている。その結果をゼミナールの各班がまとめ、最終的にひとまとめにしている。企業のホームページは最大のデータベースとなっている。まとめに際しては、各企業から情報利用については了解を得ている。これによって、テキストとは異なる現実の企業のそれぞれのガバナンス、コンプライアンス、CSRを理解することができたと同時に、会社法が現実にどのように利用されているかも知ることができている。

学内サーバーの中に講義に必要な条文や判例をファイルでおき、学生が自由にダウンロードして活用できるようにしてある。

判例データベースから、効率的に判決文を入手するように指導している。

授業では、教科書をベースに、配布用の教材を作成して利用している。

講義内容をウェブサイトで閲覧できるよう呈示し、ウェブ上の資料とリンクし、講義前に問題点の把握のために掲示板の会議室で議論させ、講義後も疑問点の解消、議論の深化のために議論を継続している。議論は講義内容に限定していない。いわゆる「集合知」を経験させ、また、他者の論理構成に触れ、自身の論理構成を考えさせることに力点を置いている。

大人数の講義課目なので、授業内で実施することは難しい。授業外の課題として、刑法に関するニュースを検索させ、それが学習したこととどのように関係があるかを考えさせ、レポートにまとめてもらい、e-learningシステムを用いて提出させている。

大教室で行われる会社法の講義の中では行っていないが、1年生対象の基礎ゼミの最初の時間に、法律文献等の調べ方については、コンピュータ実習室等で専門家による説明がなされている。

この授業は、法学系の学部を卒業していない学生向けの法科大学院における法情報調査及び法文書作成の能力を涵養することを目的の一つとしている。法令、裁判例、公文書、文献の探し方、その信頼度など情報調査の基礎を学ばせ、事例問題を与え、メモランダムを作成させている。法科大学院教育研究支援システム、早稲田大学図書館の学術情報データベスと政府機関が公開する情報を中心として利用している。併せて紙媒体情報の重要性も教育している。

学生の一部に対してではあるが、レポートの添削の際に、参照されたインターネット上の情報の取扱いについて、吟味すべき点や引用時の注意点を述べるようにしている。

ディベートや国内外の判例のデータベース等の調査能力をつけさせる。調査の方法や調査における学術的なルールの徹底。 どういった情報が信頼できるのかを選択する能力向上。講義、実践をとおして、主体的に調査・学修する能力向上など。

教育内容が外国法なので、自らの調査課題を設定して、英文の判決・立法のデータベースを用いて調査を行い、それに基づい て報告・レポート作成をさせている。

ICTの利用は、学生の法情報収集、教員から学生への情報提、学生から教員への課題提出・質問回答などの用途にとどまっている。学習到達度を試験で確認する以外に、教育効果の検証は行っていない。

演習形式ではなく、講義形式であるので、情報学的観点から、「引用」「剽窃」について講義している。 引用の意味、引用の機能、剽窃の「二重の悪」(読者をだまし、原著者の汗を盗む)、インターネット時代の引用、について独自教材(学生のレポートや事件報道などを素材とする)で講義している。 教育効果は特に測定していないので不明。

講義の中で、どういった情報収集の方法があるのかを口頭で若しくは板書で説明の上、学生各自で対応させています。

特定の課題を提示して、ゼミ内のグループに調査させる。例えば、国際紛争の状況を考えさせる前提として、その特定地域の情報を外務省のホームページから入手する。あるいは、裁判員裁判施行後の国民意識について、法務省など国の機関の情報だけでなく、新聞バックナンバーのデータベースにアクセスさせ、調査情報を入手させる。

プレゼンなどを行う場合に、必ず出典を明記させ、後の検証可能性を確保する。例えば、インターネット上の情報にアクセスした場合には、URLは必ず記載させる。その際、ネット辞書やウィキペディアなど、情報としての信頼性が低いものを排除することを指導している。

大学の初年次における法学(知的財産法)教育において、知的財産は形態としては社会に有益な情報を扱ものであることを事例をあげながら講義しているが、これは、受身の座学となるので、授業回数の最後において、学生に自ら情報検索をして身近な知的財産を調査させ、発表をさせることtしている。その際に、「情報の選別・識別」、「剽窃などの倫理への配慮」、「情報の整理・分析手法」、「情報の表現・蓄積・発信手法」などを注意し、社会における法順守(コンプライアンス)の考え方を確実に身に付けさせる要にしている。

図書館ガイダンスを実施し、LEX/DBなどのデータベースの使用法を学習させるともに、収集した知識情報をもとに、少人数のグループで口頭発表させている。また、学生が収集したインターネット情報の信頼性について批判的に吟味するように指導している。

法学の入門的講義であるため、学習に必要なスキルとして、データベースの利用や資料への接し方について、説明を行っている。ただし、学生数の多い講義であるため、一方的なデモンストレーションしかおこなっていない。そのため、教育効果については、同講義内では直接にはかることができていない。

Web上からの法令等・裁判例の検索取得、法学関係文献の検索と選択法の説明、法令等・裁判例については、もっぱら国や自治体の機関が開設した無料データベースの紹介と利用法の実習。法学文献については、図書館OPACの利用実習プラスWeb上の資料を用いての文献引用法の説明、文献略称の紹介。

裁判の判決文と訴状の構成についての説明、Web上から取得した資料を利用して、訴状案を作成させる。あわせて、対応する裁判の判決文を精読させる。これらを通じて、法的な文章構成を理解させる。

表計算ソフトの使用法実習、とくに法学領域に特化した内容はない。相対的にこの種のソフトを用いる機会に乏しいと思われる法学部学生に、まずは触って機能を確認する機会を与えることが目的。さらに、これを用いての統計の基礎学習。

200名超の講義では,伝えるべき知識量が多く,難しい。演習科目や初年次教育では,裁判例や行政施策など情報源にアクセスすることや文献情報検索などを教えている。

判例の学習において判例データベースを活用し、自分の必要とする。判例をどのように検索して探すかの実習を行ったうえで、各自が判例研究を行っている。

ブラックボードで講義資料の事前配布、各回ごとにその日に行った講義の確認テストを実施しています。また、参照すべきサイトアドレスは紹介しています。無料の最高裁判所のサイト、国民生活センターの消費者に関連する判例サイトを紹介しています。有料サイトを使わせたいのですが、大学の予算では導入できません。また、それを使う講義時間も足りません。命名権で明治安田生命の名前ベストテンだけは好評でした。ウィキベディアも真実かどうかわからないことを教えて、講義時に有名な事件を見させています。スパートホンでも可能なので有効かもしれません。

判例の検索能力、類似事例の検索・分析能力とこれを使った事例解釈、各種判例データベースによる検索

判例等のデータベースを使いこなせるようになることにおかれており、データベース等のツールで検索をして、目的とする文献等の所在を調べ、文献を入手し、文献を読むことを重視しております。そのうえで、事例問題における課題を出して、レポートを作成することを重視しております。 プレゼンテーションツールの使用は、ごく初歩的なものに留まっております。

判例検索や法律関連の出版物のデータベースを利用し、必要な情報を集める方法を教授している。

30回の講義について一回ごとに詳細なレジメを作成しアップロードをしており、学生はそれをダウンロードして予習、復習に役立 てている。そのほかにワークショップ(実際には答案練習)の活動についてネット上、予告などをしている。

全解釈方法について講義で解説した後、指定した最高裁判例を、データベースを利用して検索し、当該判例の用いた解釈方法が何かを分析する課題と、解釈方法を指定して、同様にデータベースを用いてその方法を採用した最高裁判例を検索し、さらに当該事件に他の解釈方法を応用した判決主文を書かせるという課題を出した。課題の第一の狙いは、解釈方法の理解を深めることと応用力を試すところにあるが、それとともに、ICTを用いた情報検索力を育てることも狙いとしている。1年次生を対象とした科目で、課題内容的にややハードすぎないか、との意見も教員からいただいたが、300人以上の受講者のうち約1割程度の学生は、予想を上回る検索力、応用力を示してくれた。そして、ほぼ全員に、データベースを用いた判例検索を経験させ、判例を全文読むという経験をさせたことについては、多くの学生たちから、大変だったが今後の学習に役立つ、との感想をもらった。

平和学の講義ということで、視聴覚教材を多用し、受講生の関心を引き付けるようにしています。インターネット学習システムを通じて、インターネット上の関連サイトを見てもらったりしています。学生はまさに「百聞は一見に如かず」ということで、当該問題の視覚的理解にも役立っていますし、関心を持ってくれるようになっていると思います。

予習に際して、判例検索システムを利用して、授業で取り上げる予定の判例についての下調べをさせております。検索システムの機能に負うところが大きいのですが、関連判例および参考文献を適切に修習できるようになってきたと思われます。

講義では、学生にPCを持参させインターネットに接続した状態で受講して頂いています。疑問点や情報入手が必要な状態が生じた場合、学生にはその場から各HPにアクセスさせ、その疑問を解くのに必要な資料を入手してもらい、あるいは入手方法を確認して頂いています。世界の治安対策を日本のそれと比較しながら学習を進めています。したがって、たとえば、マネーロンダリングについて学ぶ場合、マネーロンダリングの対策について種々の勧告を発信している海外機関のサイトにアクセスしてもらい情報を入手してもらいます。また、日本国内の担当機関である警察庁のHPにアクセスしてもらい情報を入手してもらいます。このようにすることで、講義終了後も講義中と同じ環境で復習をすることができ、同時に次の講義の準備や予習をすることができます。但し、このとき必ず注意を促すことがあります。それはwikipediaに掲載されている情報の扱いです。周知の通りwikipediaの記載内容にはその真偽に幅があります。しかし、学生は、たとえば、レポートを作成しなければならない場合、wikipediaに頼りがちです。そこで、講義の中で、疑問点が生じた場合受講生全員でwikipediaを閲覧し、記載内容の真偽を確認します。こうすることで、wikipediaの引き写しでレポートを作成することが不毛な行為であることを認識してもらいます。

- なぜならば、皆で閲覧した内容をコピー&ペイストしても、それが「自作のレポート」にならないことはおのずから分かるからです。 こうして「学ぶ力」という意味の学力の向上をめざしています。

## 7. 大学として必要な課題への意見

- ・ ICT利用に対するリテラシーの格差(携帯程度しか使ったことがない)に対処するための取り組みの複線化、ネット利用における倫理的、法的問題を発生させないようにするための知識の周知と対策の徹底
- 教員への研修と学生へのサポート。
- ・ 教員間には情報の取り組みに対して、アンバランスなところがあるため、情報活用の明確化を自ら認識することが必要。そのためには教員の教育向上のための研修体制の充実が必要。

- ICT関連ソフトの使用方法に就いての教員に対する研修体制および自己研鑽のための資金的援助(研究費とは別項目とするなど)
- ・ 教員の教育力向上のだめの研修体制、相互授業参観体制の確立。
- · 教育・学習支援者の確保。単なるFDを越えた教員研修の義務づけ。
- 教員の教育力向上のための研修体制の充実、情報活用能力に関する教員の理解、教育・学習支援者の確保、学習管理支援システムの構築、特にモバイル環境でも使えるシステムの構築
- ・ 教員のICT習熟訓練 学生にipadを持たせ、それにより授業を行うなどの仕組みの構築
- ・ 教員の教育力を向上させるための体制と同時に教育・学習支援者の確保がまず大切で、その上で教育内容を考え、シラバスなどで提示するようにする。
- ・ ICTに関しては技術進歩が早いので、定期的に教員の教育力構造のための研修が必要であると思われる。また、各教育現場の実情にあわせた使いやすい学習支援システムの導入も喫緊の課題であろう。
- 学士力についての共通理解、学士力修得を意識した授業構成、教育方法の確立と共有化、教員間ではまだ知識の提供・修得を大学での教育と理解している者が多く、学士力を教育目標として明確にすることとそのための教育方法の確立が急務であると考えている。
- ・ これまでの法律学の講義は、論理的思考力の養成がメインであり、情報活用能力の養成については、学生個人に任せていたのが実情である。情報法という分野も誕生しており、法律科目の講義の中でも、情報活用能力の養成が求められているのだが、各教員間で対応や意識の差が激しいのが実情である。法律科目における情報活用能力の基準作りが急務であると思われる。
- なによりもまず、ネット環境の整備が必要だと思います。法学部では、まだまだ全学生が一斉に学内ネットワークにアクセスできる環境が整備されていません。そのような状況では、必要な情報の獲得、整理といっても画餅に帰すところが大であると思います。
- ・ 学生のIT習熟度に応じた指導のできる態勢を確保することである。MOSなどの有資格者とほとんど初心者とを同時に指導するのは極めて非効率的である。
- ・ 発展著しいICT環境に見合った教材が適時かつ系統的に提供されることである。ほんらいICTの専門家ではない法学教員に とって、最新の環境に合わせて情報活用能力育成用の教材を作成し、更新し続けるのは大きな負担である。然るべき専門家また は専業者による教材の更新、および法学教員全般に対する研修をおこなう体制の確立は不可欠である。
- ICT以前の国語能力(読解力や作文力)や、六法・新聞・図書館を活用しようとしないといった勉学姿勢に問題のある学生も少なくない。これらアナログメディア利用とのバランスを失しないことをも念頭に置いて、情報活用能力育成に努めることも忘れてはならない。
- ・ 学部共通教材の開発など全学部生共通のICT活用教育システムの導入
- ・ ネット環境の改善、データベースへの同時アクセス数の大幅な増加が必要となる。そして、課題の狙いを理解した有能な学習 支援者が常時配置されていることが不可欠である。
- ・ 学生の目的意識の明確化
- ・ 学習支援システムの構築と効率的運用
- ・ 情報処理支援体制充実。学生への教授方法の伝達の徹底。情報処理機器使用についての学生評価システムの提示をさらに 明確にする。情報処理についての教員支援体制の充実。
- 情報活用能力を向上させる教育を実施するために、教育支援のためのスタッフを人数的にも質的にも充実させること
- ・ 専門スタッフの充実、講習会などの充実、学生に対する情報処理教育と教員研修のコラボ
- 情報処理を補助するスタッフの増員とその育成が必要。
- ・ パソコンの基礎能力を徹底学習させること。大学は、勉強し、その成果をまとめ、発表する場であることを入学予定者に早い段階で指導しておくことが望まれる。 ゼミ室に、数台のパソコンが常備されるといいのでは。
- 著作権に配慮しつつ、具体的な実践例をまとめて公表すること。
- 学士として身につけるべきスキル・目標値の明確化。
- 学生に、公的な資料や各種議会・委員会資料等にアクセスし得る力を身につけさせる。以下は、どの分野においても、共通の 課題といえる。インターネット上の情報が、必ずしも正確でないことをと認識させる。一次資料の重要性を認識させる。情報は考え る際の一つの要素に過ぎないことを、認識させる。情報活用能力の涵養は、大学として、初年次教育で取組むべきである。専門 教育の段階では、これに裂く時間が足りない。
- ・ 授業中に情報を活用する手段は充実していないし、教科書の内容を教えるだけでも時間が足りないので、予習、復習の段階 での情報活用能力を向上させる取り組みを検討していきたい。
- ・ 個別の教員が授業で扱うよりも、大学のカリキュラムに専用の科目を設けるほうが効率的ではないでしょうか?また若い人は自分なりに身に付けているのではないかと思います。
- ・ 学生(ゼミ生)がまとめたものをゼミナール以外でも報告する機会の提供することが必要となる。
- ・ ゼミでの発表に際して、インターネット上で収集した資料が利用されているが、学生がその資料を十分に理解し、使いこなす能力が不十分であり、基礎知識の習得とあわせて利用を図ることが肝要であると思う。
- ・ 情報活用能力アップのために情報処理講義・演習が必修とされているが、専門科目ごとに生かすには教育人員を含めた充実 が必要。

- 有益なソフトウエアを購入する予算が足りない。
- 図書館の情報教育との連携が課題となるである。
- 研究・教育の成果に対する教員へのインセンティヴの付与が必要だと思います。
- ・ 法律学に関していえば、情報活用能力はICTに関連する場面に限定されるわけではないように思われる。総合的な情報の取扱いについて意識をする必要があると考えている。
- パワーポイント等を使った事実関係・法律関係の視覚化を重視した授業。
- 教科書、判例集、六法のデータ化。
- ・ 試験の解答を筆記ではなくワープロで作成し提出できるようにする。
- ・ こうした課題そのものを授業の一単元として講義している。"ボーン・デジタル"な法学教育はどこまで可能か?:法学教育におけるIT利用の現状と将来。wish list と mission listを挙げて、missionを達成するには、どのような施策、工夫、資金が必要かを考えさせている。
- 情報活用能力は、実際の有用性を学生が意識しないと身につかないので、大勢の講義よりも、ゼミナールなどでの少人数の 演習で必要に迫られる状況が必要。しかし、入学者の基礎的な情報活用能力の欠如も見受けられるため、義務教育段階から、 各レベルでの習得すべき能力について、具体的な目標設定をして、大学では専門分野における情報活用能力に特化して指導 できる体制を作るべきではないかと考える。
- ・ 情報活用能力の育成に関する取り組みを充実させるためには、教員のアイデアだけでなく、それを実現するための環境が調わなければならないと考える。特に、法律学は、古典的手法が尊ばれる学問領域であるため、学生の情報活用能力を育成するためには、教育方法に関する革新的パラダイム転換が必要となる。それを踏まえても、従来の環境整備しか念頭におかれていないため、アイデアを出したとしても環境がない、という壁に常にぶつかってしまう。例えば、近年、演習において二当事者対立状況を作り出し、両当事者には一定の情報しか与えない環境に置き、交渉を行わせ、紛争の解決に向けより有利な地位を確保するよう努力させる、ということを実践している。しかしながら、それを実践するに際して、常に環境的問題がぶつかる。ネット会議システムの不存在、交渉中にリアルタイムで情報を検索できる環境の未整備、両当事者が公平にプレゼンできるための設備など、様々な環境が不足している。交渉や調停といった紛争解決方法は、相手方との「納得」という側面が重要になる。相手を納得させるためにICTを活用できる能力は、極めて有効であると考え、これを学生に身に付けさせることは、法律学の分野において今後の学習方法の一例として導入するのに値すると考えている。
- ・ デジタル情報化社会における重要課題は、個々人が情報の受発信者となるという認識を各人にしっかりと持たせること、そのための大学の教育上の課題を記述すれば、情報活用能力・スキルを修得すること、および情報発信の場合における法的ルールおよび社会的倫理・道徳の順守を徹底することです。この両者がバランス良く、身についていることが大学卒業後の社会人として活動する際に必須となり、それを教育することが高等教育の重要課題です。この課題は、情報系の科目に止まらず、高等教育機関における全体的、総合的課題です。これを実現する方策は、夫々の教育機関の学問分野によって異なると思われるので、分野により最適な方法をとるのが良いと思われます。
- ・ 情報教育と法学教育どちらにも精通した教員を補充すること
- ・ すべての講義室において、学生がいつでも判例等のデータベースにアクセスすることを可能とする設備が必要であると思われる。
- ・ 学部内で、情報活用能力の育成について,その意義,学生が獲得すべき能力等について合意を形成すること。
- ・ 大学は図書数は宣伝できますが、有料サイト数などは宣伝できないので、導入が難しいと思います。ブラックボードの導入に関しての支援はしっかりしています。非常勤で行っていた大学ではBbの方法が全く分からないか、本部に1人ぐらいいるだけでした。Bbは高いらしく、他大学ではほとんど導入をしていません。Bbを使えない教員は若くてもいます。また、なにをどう使うかという遠隔授業そのものに対する教員、大学当局が十分理解できていません。まして、法学ではその傾向が強いと思います。
- ・ 国内外の法律情報収集のための検索ソフト拡充の予算措置
- ・ データベースの購入(比較的自由なアクセス権つき)
- 大学が提供する学習支援システムと学外の専門教育学習支援システムとの競合がある。学外の法科大学院用の学習支援システムが稼働しており、このシステムを使用しているが、これと競合する学内の学習支援システムが整備されてきている。全学的な利用を前提とする「、いわば汎用学生支援システムと当該特定部門に特化した学生の支援システムとの調整が必要。最近、各大学とも、独自の学習支援システムを構築してきている。それぞれの互換性や仕様が異なっていることが、将来的には問題となろう。
- ・講義中に教員と学生が相互交流できるようなシステムの構築をはかりたい。たとえば、教員からは判例のないよう、事件を報道する新聞記事、図表等を学生のパソコンに送付し、学生からは口頭ではなく、パソコンを通して質問できるようなシステムである。
- パワーポイントによるプレゼンテーションの授業も担当していますが、情報活用能力の一端として、グループワークを通じたプレゼンの課題を与えると学生は成長するように思います。あとは基礎能力として1年生の段階でMOS(マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト)などを取得してくれたら、と思いますが、そもそもパソコンを持っていない、あまり使ったことがないというデジタル難民も存在しますので「情報格差」に配慮しないといけません。
- ・ 教員が課題を出題する際に、ICTの利用を念頭において行うよう、制度および意識の改革が必要かと思われます。また、高齢の教員のためには、技術支援者の確保も重要であると思われます。

・ スマートフォンホや携帯端末の使用を積極的に進めています。PCを持参していない学生にはスマートフォンや携帯端末でHPの検索を求めます。ところが、教員の中にはスマートフォンは携帯端末を講義中に使用することを制限している人もいます。確かに、「講義に集中しない」など指摘する人もいますが、教室内の学習環境を自室や図書館で再現できる効果は大きいといって良いでしょう。大学は可能な限り、学生が講義室から常時サイト検索を実行しているという環境を奨励する学内体制を学内意識を広める必要があると思います。

他方、たとえば、「教員の教育力向上のための研修体制」という観点は生産的ではないと思います。しばしば、政府の関連省庁から発せられる指示にFDというものがありますが、卑見では「百害あって一利無し」だと認識しています。学生が教員の発言内容をその場で即座に確認できる環境を整備しておけば、講義それ自体が当該教員の「研修の場」となると思います。 つまり、不正確な認識や整合性を欠く説明は即座に受講生に看破され講義に向けられた評価は低下し、その低下した評価は毎学期行われる「授業アンケート」に反映されます。現在、多くの大学で行われているFDは、むしろ時間の無駄だと言っても過言ではないと思います。教員は自己の研究領域に関する知見を常時更新し、最先端のものを学生に提供する義務を負っています。この義務を履行できているか否かを判定する最も良い判定者は他ならぬ学生です。学生の授業評価をアンケートで吸い上げ、担当教員に自己評価をさせ、低評価の教員には自ら改善策を示すように促せばFDの狙いは充分実現できるでしょう。

さて、例示にある「情報活用能力育成への取り組みの有無をシラバスに掲載」という観点は重要です。シラバスの中でIT技術の活用を促しています。この点は、教員のスタンドプレイではなく大学が組織として取り組む必要があると認識しています。

また、相前後しますが、例示にある「学習管理支援システムの構築」という観点では、出席した学生に、その場からアドレスへメールを送ってもらい出席確認をしています。 講義の前日や講義直後に復習や予習を促すメールを不定期に発信します。 学生生活環境の維持を期してリマインダーを発信します。 こうすることで、学生には「見守られている感」を提供しつつ、早い段階で「真の大学生」になる手助けをしています。 学生との間に信頼関係を構築することができれば、いわゆる「誰にも相談することができないこと」や「いじめ」について相談を受けることも可能になります。 信頼関係を構築することができれば、一般化も可能だと思います。 但し、ここでは相談された内容に関し「秘密を守る」ということが前提になります。